

社会福祉法人和江会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：法改正後の育児休業制度や子の看護休暇、職員の妻が出産する場合の休暇等の内容周知や情報提供を行う。

<対策>

●平成30年4月～ 所内掲示板、パンフレットなどによる職員への周知

目標2：小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●平成30年4月～ 所内掲示板、パンフレットなどによる職員への周知

目標3：年次有給休暇取得推進と、誕生日休暇を組み合わせた連続休暇の取得推進を行う。

<対策>

●平成30年4月～ 年次有給休暇、誕生日休暇の取得状況を把握する。

●毎月の施設運営会議において周知して取得推進を図る。

●連続した休暇となるよう勤務割表の工夫を行って心身のリフレッシュを図る。